

## 1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに登校しづらくなり、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

「いじめはどここの学校にも、どの生徒にも起こりうる」「誰もがいじめの加害者にも被害者にもなり得る」「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」という基本認識に立ち、本校生徒が、意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響\*1を与える行為（インターネット、携帯、スマホを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

\*1けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

### (3) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

### (4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

### (5) いじめの早期発見

いじめの問題解決の基本は、早期発見・早期対応である。

生徒の言動に留意するとともに何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視することなくいじめを積極的に認知する。訴えた生徒の立場に立って組織的に対応することが重要である。

### 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制(日常観察・アンケート・面談・周りからの訴え情報から発覚)

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

#### ★いじめ防止委員会

(教頭、主幹教諭、\*生徒指導主事、人権・同和教育担当、学年主任、教育相談担当、SC \*委員長)

協議内容

- ・懲戒や重大事態にならないように未然の指導方法協議
- ・懲戒に値するか否かの協議
- ・いじめ事案の指導内容の協議
- ・いじめ認知協議

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため学校は組織的に対応することが必要である。いじめに係る情報があった時にはいじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。(文部科学省 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 第22条)

【活動内容】(定期的な会議を開催)

- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・年間指導計画の見直し
- ・校内研修会の企画・立案
- ・いじめ発生による事実確認、指導、対応の検討(学年会と連携)
- ・いじめアンケート調査の結果による事実確認、指導、対応の検討(学年会と連携)
- ・被害者、加害者とその保護者への対応の協議
- 支援の内容と具体的な手立て及び指導
- ・被害者の保護者への連絡(状況・要望・ケア)
- ・いじめの解決への指導・支援(継続指導・経過観察)

○報告経路

いじめ的事案→生徒部長→学年会→管理職→いじめ防止委員会→職員会議(情報共有)

(2) 緊急時の組織的対応(日常観察・アンケート・面談・周りからの訴え情報から発覚)

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

#### ★いじめ対策委員会の設置

(\*校長、教頭、主幹教諭、人権・同和教育担当、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、関係学年主任・担任、委員長が必要とする教員、SC \*委員長)

協議内容

- ・緊急時
- ・懲戒以上の事案(日数、家庭訪問日程、指導内容の決定)
- ・重大事態

いじめ対策委員会は緊急時及び懲戒処分に当たる事案、重大事態が発生した場合、校長主導のもと、いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。必要に応じて、出席停止、懲戒、警察との連携による措置も含めて対応する。なお、重大事態においては速やかに教育委員会に報告、相談し教育委員会が設置する重大事態 調査のための組織に協力する。

## 【活動内容】

- ・いじめ発生による事実確認、支援、指導、対応の検討(学年会と連携)
- ・指導原案協議(懲戒の場合：内容、日数、家庭訪問計画、申し渡し等の協議)
- ・指導方法、分担決定
- ・被害者、加害者とその保護者への対応の協議
- 支援の内容と具体的な手立て及び支援、指導
  - ・被害者の保護者への連絡(状況・要望・ケア)
  - ・いじめ解決への指導・支援(継続指導・経過観察)
- 審議経路
  - いじめ認知→生徒部長→管理職→いじめ対策委員会(指導原案協議)→職員会議(審議)
  - ※いじめ事案で懲戒に値するか否かは生徒部及び学年部で協議し、いじめ防止委員会か対策委員会の区別をする。

## 4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- (1) 学業指導の充実
  - ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
  - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
  - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
  - ・ボランティア活動の充実
  - ・学校生活のあらゆる活動を通して、自他を重んじ他人の人権を尊重する精神の育成
- (3) 教育相談の充実
  - ・アンケートQUの活用
  - ・担任面談の充実
  - ・生徒支援委員会(毎月実施)との連携とスクールカウンセラーの活用
- (4) 人権教育の充実
  - ・HRでテーマをもうけ人権意識について考える
  - ・講演会等の開催
- (5) 情報教育の充実
  - ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
  - ・情報モラル教育の講演会の開催
- (6) 保護者との連携
  - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
  - ・学校評価の実施

## 5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。また、教員は研修を実施したり、お互いの情報交換に努め、資質や環境の向上を図ることが重要である。もちろん、生徒との日頃からのコミュニケーションづくりに努め、訴えやすい雰囲気をつくるが肝要である。

- (1) いじめの発見
  - いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。
- (2) いじめられている生徒
  - いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。
- (3) いじめている生徒のサイン
  - いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。
- (4) 教室でのサイン
  - 教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。
- (5) 家庭でのサイン
  - 家庭内での会話や様子でサインが見られたら学校と連携が図れるよう保護者に伝えておく。
- (6) 相談体制の整備
  - ・相談窓口の設置（担任・部顧問・スクールカウンセラー）
  - ・面談の定期的実施
- (7) 定期的調査の実施
  - ・いじめアンケートの実施（7月、12月）
  - ・アンケート（QU）の実施（5月、10月）
- (6) 情報の共有
  - ・報告経路の明示・報告の徹底
  - ・要配慮生徒の実態把握
  - ・学年会での情報共有
  - ・職員会議等での情報共有
  - ・進級時の引継ぎ

- ★いじめの把握すべき情報例 要注意：生徒の個人情報、その取扱いに十分注意すること！
- \*誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
  - \*いつ、どこで起こったか？・・・・・・・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
  - \*どのような内容のいじめか？・・・・・・・・・・・・・・・・【内容】
  - \*いじめのきっかけは？・・・・・・・・・・・・・・・・【背景と要因】
  - \*いつ頃から、どのくらい続いているか？・・・・・・・・【期間】

## 6 当事者への対応

- (1) 生徒への対応
  - ①いじめられている生徒への対応
    - いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する態勢をつくることが重要である。
    - ・安全・安心を確保する
    - ・心のケアを図る。
    - ・今後の対策について、共に考える。

- ・温かい人間関係をつくる。
- ・状況に応じて外部専門家（心理・福祉の専門家等）の協力を得る

## ②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的な配慮を行う。

## (2) 周りの生徒など関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。
- ・やめさせることができなくても、誰かに知らせるよう指導する。
- ・いじめに同調する行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

## (3) 保護者への対応

### ①いじめられている生徒の保護者に対して

- ・相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。
- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- ・すみやかに事実関係を伝え今後の対応について情報共有を行う。

### ②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮し継続的な助言を行う。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらおう。

### ③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

## (4) 特に配慮が必要な生徒への対応

以下の生徒はもとより、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、異なる校種間の連携を進め、配慮

が必要な生徒について情報共有を行う。

- 発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がい特性への理解を深めるとともに、個別の支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないことがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した生徒、又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境での不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

#### (5) 事態収束の判断

少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要である。

##### ○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的、物理的な影響を与える行為(インターネット上も含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害、加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。行為が止んでいない場合は改めて、相当期間(目安の判断は少なくとも3か月)を設定し状況を注視する。

##### ○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校はいじめ解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。また、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行すること。

\*被害者及び保護者に対し心身の苦痛を感じていないか面談などを通し確認する。

## 7 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

### ①教育委員会との連携(子ども安全支援室)

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

### ②警察との連携(生活安全課、警察官経験者)

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

### ③福祉関係との連携(児童相談所、SSW、民生委員)

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④医療機関との連携（S C、学校医、専門医）
  - ・精神保健に関する相談
  - ・精神症状についての治療、指導・助言
- ⑤その他（弁護士）

## 8 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめとは

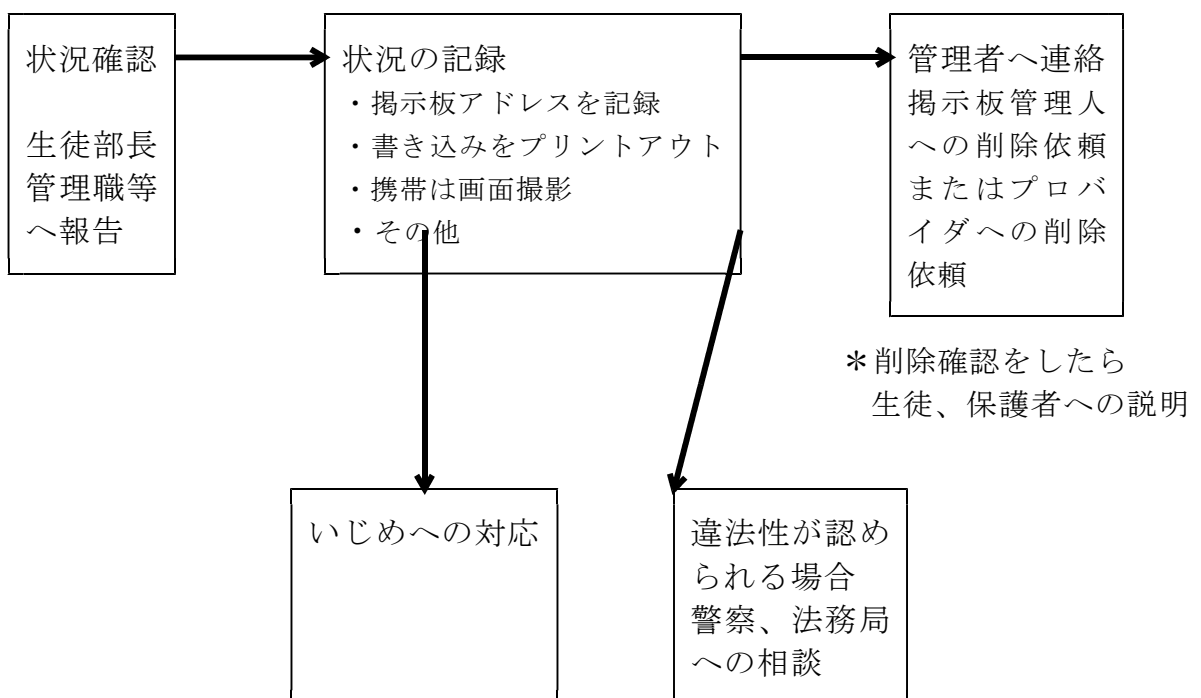
「文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する」、「特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める行為をする。」「掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する。」などがネットいじめであり、犯罪行為である。

### (2) ネットいじめの予防

- ①保護者への啓発
  - ・フィルタリングをする。
  - ・保護者の見守りを要請する。
- ②情報教育の充実
  - ・「教科情報」における情報モラル教育の充実をはかる
- ③ネット社会についての講話（防犯）の実施

### (3) ネットいじめへの対処

- ①ネットいじめの把握
  - ・被害者からの訴えを聞く。
  - ・閲覧者からの情報を収集する。
  - ・書き込みをした者の名前が分かっても、「なりすまし」も考えられるため、直接当事者に聴くときは、事実確認を慎重に行う。
- ②不当な書き込みへの対処を行う。



## 9 その他の留意事項

### (1) 組織的な体制整備

いじめへの対応は特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ対策委員会を中心として校長のリーダーシップのもと情報を共有し学校全体の問題として取り組む。

### (2) 校内研修の充実

年1回は、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

### (3) 学校相互間の連携体制の整備

いじめを受けた生徒と行った生徒が複数の学校に在籍している場合は学校同士で情報の共有を図り該当の生徒、保護者に適切な支援・助言ができるよう学校相互の連携・協力を行う。

### (4) 家庭との連携及び保護者への支援

学校の基本方針や取り組みについて保護者の理解を得るよう努め、協議する機会を設けることで家庭と連携した対策を推進する。

### (5) 道徳教育の充実を図る

## 10 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

\* 事実関係が確定した段階で、重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

#### ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害が被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

#### ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

#### ③ 生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった時。

人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) (1) の事実関係が明確にされていない段階であっても、「重大事態」の疑いがある時は「重大事態」として対処する。

### (3) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。調査の実施に当たり、教育委員会が事案状況を考慮して調査の主体(学校または教育委員会)を決定する。

### (4) 事実関係を明確にする調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような様子であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど可能な限り明確にする。

- 教育委員会が調査主体を学校とした場合は、学校に設置している「いじめ対策委員会」を母体とし重大事態の状況に応じて専門家を加えて速やかに調査を実施する。また、



教育委員会は学校に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じて専門的知識及び経験を有した第三者を派遣する。

- 教育委員会が主体となって調査を行うと判断した場合は、附属機関において調査を速やかに行う。この附属機関の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家などの専門的知識を有する者を充てる。当該事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しないものから選任し、当該調査の公平性・中立性を確保する。この調査結果についてはいずれの場合も教育委員会を通じて知事に報告する。

#### (5) 事実関係調査

- ・重大事態に至る要因、人間関係、学校・教職員の対応
- ・学校外組織（警察等）との綿密な連携
- ・当該生徒からの事実確認

##### ①いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・その生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先し事実確認を行う。
- ・いじめた生徒に指導を行い、いじめをやめさせる。
- ・いじめを受けた生徒には継続的なケアを行い、学校復帰の支援や学習支援を行う。

##### ②いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・その生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し調査に着手する。

#### 《いじめを受けた生徒が自死した場合の対応の留意点》

- ・亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。
- 遺族の要望・意見を十分聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標・調査を行う組織の構成等、概ねの期間や方法、入手資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り遺族と合意しておく。
- できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、信頼性の吟味も含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- 情報発信、報道対応についてはプライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や自死の連鎖の可能性を踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。
- ・自死未遂の場合は、その背景、態様等を勘案し、適切に判断する。

##### ③いじめをうけた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

- ・いじめを受けた生徒や保護者に対して明らかになった事実関係を経過報告も含め適時適切な方法で説明を行う。
- ・調査実施する前に、調査目的、方法等に関する事前説明を十分に行う。
  - 1) 調査の目的・目標
  - 2) 調査主体（組織の構成、人選）
  - 3) 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
  - 4) 調査事項（いじめの関係など）・調査対象（聞き取り等をする範囲など）

5) 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

- ・関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、個人情報を盾に説明を怠ることがあってはならない。
- ・得られたアンケートについてはいじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

④調査結果の報告

- ・調査結果は公立学校については、教育委員会を通じて知事に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合はその所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。必要に応じて、加害者側にも提供する。

2018年11月 改訂